

「条約改正への道のり」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

1. 江戸幕府が結ばされた不平等条約

条約改正といえば、幕末期に江戸幕府が諸外国から無理矢理押しつけられた不平等条約を改正するために、明治政府が様々な努力を重ねていったことが一般的に知られています。

我が国が開国したのは、嘉永(かえい)7 (1854) 年の日米和親条約からであり、その 4 年後の安政(あんせい)5 (1858) 年には、不平等な内容の日米修好通商条約を結ばされたほか、他の 4 カ国とも同じような条約を締結しました。その後、我が国が条約改正を最終的に実現したのは明治 44 (1911) 年になってからであり、何と 50 年以上もかかっているのです。

なぜ我が国は、条約改正にこれだけの膨大(ぼうたい)な時間を費やさなければならなかったのでしょうか。また、そもそもなぜ我が国は不平等条約を結ばされなければならなかったのでしょうか。

今回の講座では、条約改正を目指しての我が国の苦難の道のりと、それに前後する大きな歴史の流れを振り返りたいと思います。

江戸時代の末期、すなわち幕末に我が国が開国することになったきっかけとなったのは、突如(とつじょ)として我が国にやってきた黒船でした。嘉永 6 (1853) 年旧暦 6 月に、アメリカ東インド艦隊司令長官のペリーが、4 隻(せき)の黒船を率いて浦賀に来航したのです。

黒船は蒸気船であり、船上に多くの大砲を並べたうえで空砲を放つなどの威嚇(いかく)を加えながら、幕府に対して開国を求めるフィルモア大統領の国書の受理を迫(せま)りました。

アメリカの有無を言わさぬ態度に対して、抵抗をあきらめた幕府は、やむなく国書を受け取り、回答を翌年に行うことを約束して、ようやくペリーを日本から退去させました。

しかし、幕府のこうした手段は、苦し紛(まぎ)れであるとともに、結論の先送りに過ぎず、幕府はその後の対応に苦しむことになりました。

先送りの口約束で一旦は危機を免(まぬ)がれたものの、幕府が何の解決策も見いだせないまま時が流れていくうちに、翌嘉永 7 (1854) 年旧暦 1 月、ペリーは約束どおり黒船 7 隻を率いて再び浦賀に来航し、我が国に対して強硬に開国を要求しました。

黒船による砲撃(ほうげき)で我が国に危害が及ぶことを恐れた幕府は、結局ペリーの武威(ぶい)に屈して、同年旧暦3月に日米和親条約を結びました。条約の主な内容としては、

- 1.アメリカ船が必要とする燃料や食糧を日本が提供すること
- 2.難破船を救助し、漂流民を保護すること
- 3.下田・箱館(現在の函館)の2港を開き、領事の駐在を認めること
- 4.アメリカに一方的な最恵国待遇(※注)を認めること

以上が挙げられます。幕府はこの後、イギリス・ロシア・オランダとも同様の条約を結び、200年余り続いた鎖国体制から、我が国は何の準備もなく開国して、いきなり世界の荒波に揉(も)まれることになってしまいました。

※**最恵国待遇**=日本が他国と条約を結んだ際に、アメリカが与えられたよりも有利な条件を他国に認めた場合、アメリカにも自動的にその条件が認められること。当時の幕府は外交知識に欠けていたため、アメリカの言われるままに一方的な最恵国待遇を認めた。

日米和親条約によって日本を開国させることに成功したアメリカが次に求めたのは、我が国と通商条約を結ぶことでした。安政3(1856)年に来日したアメリカ総領事のハリスは、下田に駐在して通商を強く要求すると、幕府はその対応に追われることになりました。

当時の老中であった堀田正睦(ほったまさよし)は、アメリカとの通商に理解を示しましたが、幕府の独断で通商条約を結べば、開国に反対して外国を排斥(はいせき)しようとする攘夷派(じょういはい)の激しい反発を招く可能性があることを警戒しました。

そこで、堀田は条約の締結に際して天皇の許可、すなわち勅許(ちよっきよ)を得ることで世論を納得させようと考えました。封建社会において、それまでは独断で何事も強行してきた幕府でしたが、この頃には朝廷の顔色をうかがわなければならないまでに権威が低下していたのです。

しかし、堀田の狙(ねら)いは裏目に出てしまいました。当時の孝明(こうめい)天皇をはじめとして、朝廷に攘夷派の意見が強く、容易に勅許が下りなかったのです。自分で仕掛けた足枷(あしかせ)により行きづまった幕府に対して、ハリスは当時の世界を揺(ゆ)るがした大きな出来事を利用して、追い打ちをかけるかのように通商を迫りました。

1840年に始まったアヘン戦争によって、中国の清(しん)を強引に開国させたイギリスは、さらなる貿易の拡大を目指して、1856年に起きたアロー号事件をきっかけに、フランスと共同で再び清と戦争しました。これをアロー戦争(=第二次アヘン戦争)といいます。

アロー戦争で清はまたしても敗北し、1858年にさらに不平等となる天津(てんしん)条約を結ばされましたが、ハリスはこの条約を口実として、以下のように幕府に対して通商条約を強く要求しました。

「清に勝ったイギリスやフランスが、勢いに乗って日本を侵略する可能性が否定できないから、こ

れを防ぐには、日本と友好的なアメリカと通商条約を先に結んで、彼らに戦争の口実を与えないようにする以外に方法はない」。

ハリスによる最後通牒(さいごつうちょ)ともいえる警告を受けて、当時の大老であった井伊直弼(いいなおすけ)は、勅許を得ないままアメリカと通商条約を結ぶことを決断しました。

安政5(1858)年旧暦6月に我が国とアメリカとの間で結ばれた日米修好通商条約の主な内容は以下のとおりです。

1. 神奈川・長崎・新潟・兵庫を新たに開港し、江戸や大坂で市場を開くこと
(※実際には神奈川の代わりに横浜が、兵庫の代わりに神戸が開港しました。なお、横浜の開港後に下田が閉鎖されています)
2. 通商は自由貿易とすること
3. 外交官の江戸駐在や日本国内の旅行を認めること
4. 開港場に居留地を設けるが、一般外国人の国内旅行を禁止すること

ここまではまだ良かったのですが、問題だったのは以下の2つでした。

5. アメリカに対して領事裁判権を認めること
6. 関税はあらかじめ両国で協議すること (=協定関税制)

まず5.の領事裁判権は、別名を「治外(ちがい)法権」ともいいますが、これは、外国人が在留する現地の国民に危害を加えた場合に、その外国の領事が自国の法によって裁判をする権利のことです。

例えば、A国とB国のうち、A国のみが領事裁判権を認められた場合、A国の国民がB国で罪を犯してもA国で裁判が行われたのに対して、B国の国民がA国で罪を犯せば現地のA国によって裁判が行われるため、著しく不利となったのです。

なお、我が国に領事裁判権がなかったことが、明治以降の外交問題に甚大(じんだい)な影響をもたらすようになります(詳しくは後述します)。

領事裁判権の問題も大きな不平等でしたが、これよりももっと深刻だったのは6.でした。協定関税といえは聞こえは良いですが、実際には我が国に関税自主権が認められなかったのです。

関税とは輸入や輸出の際にかかる税金のことですが、外国からの輸入品に税金をかけることは、自国の産業の保護につながるだけでなく、税収入によって国家の財政を助けることにもなりますから、「自国の関税率を自主的に定めることができる権利」である関税自主権は非常に重要でした。

例えば、国内にて100円で販売されている商品に対し、外国の同じ商品が60円で買える場合、関税を30円に設定して合計90円での販売となれば、十分対抗できることになります。

このためには関税自主権が必要となるのですが、日米修好通商条約によって我が国には認められま

せんでした。このため、外国の安い商品が低い関税で輸入されることで、国内の産業が大きな打撃を受けるとともに、関税による収入が見込めないことで、我が国は二重の苦しみを味わうことになってしまったのです。

アメリカと通商条約を結んだ後に、幕府はイギリス・フランス・ロシア・オランダとも同じように条約を結びましたが（これを「安政の五カ国条約」といいます）、その内容はアメリカと同様に我が国にとって不平等なものでした。

こうした幕府によるとてつもなく大きな失政のツケは、明治維新後に誕生した新政府にも、重い負担としてのしかかるようになるのです。

2. 条約改正への道のり・前編

明治元（1868）年旧暦1月、明治新政府は兵庫に欧米列強の代表を集め、王政復古と今後は天皇が外交を親裁（しんさい、君主が自分で裁決すること）することを通告するとともに、旧幕府が列強と結んだ条約を引き継ぐことを約束して、対外関係を整理しました。

新政府からすれば、自分たちが政治の実権を握る前に、江戸幕府が諸外国に無理やり結ばされた不平等条約など引き継ぎたくはありませんでしたが、政権が交代しても、国家間のルールをそのまま継承するのが世界の常識であった以上、やむを得なかったのです。

明治政府が受け入れた安政の五カ国条約でしたが、1872年7月4日（旧暦明治5年5月29日）から改正が可能となっていました。これを知った政府は、条約改正の交渉を開始するとともに、欧米列強からの侵略を受けないようにするためには、自分たちが直接西洋まで出かけて見聞を広める必要があると考えました。

そこで、明治4（1871）年旧暦11月に、右大臣の岩倉具視（いわくらともみ）を全権大使とし、大久保利通（おおくぼとしみち）や木戸孝允（きどたかよし）、伊藤博文（いとうひろぶみ）らを副使とする大使節団を欧米に派遣（はけん）しました。これを岩倉使節団といいます。

ところが、条約改正の交渉は、最初の訪問国アメリカで早くもつまづいてしまいました。外交使節が交渉を外国で行うためには、国家元首からの全権委任状が必要だったのですが、そのことを知らなかった岩倉使節団は持参していなかったのです。

アメリカからの指摘で自らの不備に初めて気づいた岩倉使節団は、やむなく大久保・伊藤の両副使を日本に一時的に帰国させ、全権委任状を取りに行かせました。日米間を無駄に一往復せざるを得なかった、両名の心中は如何（いか）ばかりだったでしょうか。

ようやく全権委任状を入手できた使節団でしたが、アメリカから新たな条約項目の提案を受けるなどの難題が多かったこともあり、条約改正の交渉は結局打ち切られてしまいました。

その後の使節団は、その目的を欧米視察に切り替え、近代国家の政治や産業など多くの見聞を広め、欧米の発展した文化を政府首脳が直接目にしたことで、我が国が列強からの侵略を受けないためにも、内政面における様々な改革が急務であることを痛感しました。

なお、岩倉使節団の条約改正交渉の失敗に対しては、以下のように風刺(ふうし)した狂歌(きょうか)、日常を題材に洒落や風刺を盛り込んだ短歌のことが知られています。

「条約は 結びそこなひ 金は捨て 世間へたいし 何と岩倉」
(※「たいし」は「対し」と「大使」とをかけている)

明治初年の岩倉使節団による条約改正交渉の失敗の後、外務卿(がいむきょう)の寺島宗則(てらしまむねのり)は、領事裁判権の撤廃(てっぱい)と関税自主権の回復の両方を一度に実現するのは困難と判断し、政府の財源を確保することを優先して、明治9(1876)年に関税自主権の回復に向けての交渉を開始しました。

寺島はアメリカとの間で関税自主権回復の同意を得ることができましたが、当時アジアに対して大きな利権を持っていたイギリスやドイツが反対したことで、交渉は暗礁(あんしょう)に乗り上げてしまいました。

また、寺島が条約改正の交渉をしていた頃の明治10(1877)年に、イギリス商人のハートレーが我が国にアヘンを密輸入して捕まりながら、イギリス人の裁判によって無罪となったというハートレー事件が起きました。

さらに明治12(1879)年には、西日本を中心にコレラが流行した際に、神戸に停泊していたドイツ船のヘスペリア号が、我が国からの検疫(けんえき)命令を無視して横浜入港を強行したことで、結果として関東地方でもコレラによる被害が拡大し、全国で10万人を超える多数の死者を出してしまったという、ヘスペリア号事件が起きました。

こうした流れを受けて、寺島は外務卿を辞任し、条約改正に向けての交渉も失敗に終わりました。そして、ハートレー事件やヘスペリア号事件のような出来事を繰り返させないためにも、政府は領事裁判権の撤廃を優先して交渉を続けることになりました。

寺島宗則の次に外務卿に就任した(その後外務大臣となる)井上馨(いのうえかおる)は、明治15(1882)年に東京で関係国の代表を集めて予備会議を開いた後、明治19(1886)年から正式な条約改正に向けての会議を始めました。

井上は、条約改正を有利に進めるためには欧米列強の制度や風俗、あるいは習慣や生活様式などを我が国でも積極的に導入すべきであると考え、明治16(1883)年に洋風の鹿鳴館(ろくめいかん)を東京・日比谷に建設して、国際的な社交場としました。

鹿鳴館では連日のように舞踏会(ぶとうかい)が行われ、我が国の要人も、夫人に洋装させてダンスを踊

り続けました。井上によるこれらの手法は欧化政策(おうかせいさく)と呼ばれていますが、条約改正のためには格式にこだわってはいられないという、明治の要人たちの必死の思いと気概を感じさせるエピソードでもあります。

こうした努力が実ったのか、明治20(1887)年には外国人の内地雑居(ないちざっきょ、外国人に我が国への自由な居住を認めること)を認める代わりに、領事裁判権の撤廃と関税自主権の一部回復を盛り込んだ改正案を列強が了承しました。

しかし、領事裁判権の撤廃には「ある条件」があり、またその条件と深くかかわった「ある事件」が起きていたことによって、井上は政府の内外で大きな非難を受けてしまったのです。

井上による交渉に基づく条約改正案のうち、領事裁判権の撤廃については二つの条件が付いていました。一つは我が国が欧米並みの憲法や民法などの諸法典を整備することでしたが、問題となったのはもう一つの方でした。

我が国において外国人を被告とする裁判に対して、半数以上の外国人の判事(=裁判官)を採用するという条件が付いていたのです。もしこれが実現した場合には、仮に領事裁判権が撤廃されたとしても、過半数の外国人判事が存在することで、我が国で罪を犯した外国人に有利な判決が出る可能性が高いことは明白でした。

井上の改正案は政府内からも批判が多く、我が国のフランス人顧問(こもん)で法学者のボアソナードが反対したほか、農商務大臣の谷干城(たにたてき)が抗議の辞任をしました。

やがて改正案の内容が一般の国民の知るところとなると、井上によるそれまでの極端な欧化政策に反発していた民衆が、前年に起きていた「ある事件」に対する不満もあって激高し、收拾がつかなくなってしまうました。

では、その「ある事件」とは何だったのでしょうか。

明治19(1886)年10月、イギリスの貨物船ノルマントン号が紀州沖で暴風雨のために沈没しましたが、この時にイギリス人の船長以下乗務員が全員脱出した一方で、乗っていた日本人の乗船客二十数名全員が見殺しにされるという悲劇が起きました。いわゆるノルマントン号事件です。

船長は神戸の領事裁判所で裁判を受けましたが、同じイギリス人の判事は無罪の判決を言い渡しました。多くの日本国民はこの判決に激怒し、政府も船長を殺人罪で告訴して横浜領事裁判所で再び裁判が行われましたが、船長に下された判決はわずかに禁錮(きんこ、監獄に閉じ込める刑罰のこと)3ヵ月であり、被害者への賠償は一切行われませんでした。

我が国で罪を犯した外国人に対して、同じ外国人が裁判権を握っている以上、正当な裁判が行われることが不可能であることを嫌(いや)というほど思い知らされた国民の間から、領事裁判権の撤廃を求める声が日増しに高くなっていきましたが、そんな折に外国人判事を認める井上の改正案が発

覚したものですから、国民の怒りが頂点に達してしまったのです。

結局、井上の改正案は見送られ、条約改正の交渉を中止するとともに、井上は混乱の責任を取って外務大臣を辞任しました。

なお、井上による一連の条約改正交渉に失望した民権派によって三大事件建白運動が始まり、自由民権運動が再び活発化しました。また、同じ紀州沖でこれより4年後の明治23(1890)年に再び起きた不幸な遭難(そうなん)事故(=エルトゥールル号事件)が、我が国とトルコとの厚い友情のきっかけとなりました。

井上馨の後を受けて外務大臣となったのは大隈重信(おおくましげのぶ)でした。大隈は井上とは異なって条約改正に好意的な国から個別に交渉を始め、明治22(1889)年にはアメリカ・イギリス・ロシアとの改正条約の調印を行いました。

しかし、条約改正案の内容がイギリスの新聞であるロンドン・タイムズにすっぱ抜かれると、井上と同じように政府の内外で強い反対論が起きました。

なぜなら、大隈の改正案には「大審院(だいしんいん、現在の最高裁判所)に限って外国人判事を任用する」と書かれていたからです。いくら大審院に限定であっても、下級裁判所で外国人が判決を不服として上訴すれば、最後には大審院で裁かれることになり、井上案と同じ結果になるのは目に見えていました。

大隈の改正案を受け入れるかどうか、政府内で様々な議論が続けられましたが、そんな折の明治22(1889)年10月18日、大隈が閣議からの帰途(きと)で馬車に乗っていた際に、政治団体の玄洋社(げんようしゃ)の来島恒喜(くるしまつねき)が、大隈めがけて爆弾を投げつけました。

爆弾によって大隈が右足を切断するという重傷を負うと、これを機に条約改正の交渉は再び中断し、大隈も外務大臣を辞職しました。なお、大隈を傷つけた来島は、爆弾の炸裂(さくれつ)と同時に自決しています。

3. 条約改正への道のり・後編

条約改正という悲願に向けて我が国が試行錯誤を繰り返す間に、世界の情勢が様変わりしていきました。

ロシアがシベリア鉄道を計画し、1891(明治24)年までに建設を始めると、ロシアの東アジアへの本格的な進出に対して、利害関係にあるイギリスが危機感を持ち始めました。

東アジアにおける権益を守るためには、日本が持つ軍事力を利用したほうが自国に都合が良いと判断したイギリスは、それまで条約改正交渉において対立関係にあった我が国に対して好意的になり、またこの頃までに大日本帝国憲法(=明治憲法)その他の諸法典が我が国で相次(あいつ)いで成立し

たこともあって、条約改正に応じる態度を見せるようになりました。

イギリスの軟化を受けて、外務大臣の青木周蔵(あおきしゅうぞう)が条約改正の交渉を進め、領事裁判権の撤廃を含めた我が国の改正案に、イギリスが同意するまでこぎつけました。

ところが、そのような大事な時期に、我が国の今後を揺るがしかねない大事件が起きてしまったのです。

明治 24 (1891) 年、シベリア鉄道の起工式に出席するためにウラジオストックへ向かっていたロシアの皇太子のニコライが、その途中で我が国を訪問すると、大国ロシアの皇太子の来日に対して政府は国を挙げて歓迎し、各地で記念式典が行われました。

そんな折の 5 月 11 日、琵琶湖を観光したニコライを乗せた人力車に対して、滋賀の大津で警備を担当していた巡査の津田三蔵(つださんぞう)が、突然ニコライに襲いかかりました。これを大津事件といいます。

ニコライは負傷したものの、生命に別条はありませんでしたが、大国ロシアの皇太子がよりによって警備中の巡査に襲われるという想定外の出来事に、国内は大パニックになりました。何しろ相手は大国ロシアであり、これを口実に攻めてこられれば、我が国は滅亡するしか道はありません。

事の重大さに対し、明治天皇は直ちに列車で京都へ向かわれ、療養中のニコライをお見舞いされました。また、国民の中には「ロシアの皇太子様に申し訳ない」と京都府庁前で自害する女性まで現われました。

政府首脳も当然のように大混乱となり、ロシアの機嫌を損ねないためにも、犯人の津田を死刑に処すべきであるという意見でほぼ一致しましたが、それはできない相談でした。なぜなら、津田の犯した罪は「謀殺未遂罪(ぼうさつみすいざい)」であり、当時の最高刑は無期徒刑(むきとけい)、現在の無期懲役(むきちょうえき)だったからです。

通常の刑罰では津田を死刑にできないことに気づいた政府は、裁判所に対して皇族に対する罪である大逆罪(たいぎやくざい)を類推適用するか、あるいは戒厳令(かいげんれい)や緊急勅令(きんききゆうちよくれい)を出してでも死刑にするように強く迫りました。

しかし、大逆罪はそもそも日本の皇族を想定してつくられており、同じ皇族といえども外国人にまで適用させるのは無理がありました。また、戒厳令のような非常の手段で死刑にしたとしても、「法に規定が存在しないのに無理やり死刑にした」ことに変わりはなく、近代的な法治国家をめざす我が国がとるべき手段ではありませんでした。

加えて、いくら国際問題に発展しかねないからといえ、政府が裁判所に刑罰を強要するという行為は、司法権の独立を揺るがす大問題であり、近代国家としては許されないものでした。

結局、当時の大審院長(現在の最高裁判所長官)であった児島惟謙(こじまいけん、または「こじまこれかた」)は政府の要求をはねつけ、犯人の津田に刑法の規定どおり無期徒刑の判決を下しました。

大津事件の顛末(てんまつ)は世界中に大きく報じられ、結果的に司法権の独立を守った我が国に対する国際的な信頼が大きく高まるとともに、我が国が欧米列強にも引けを取らない近代国家であるということを証明することになりました。

当事者のロシアも、判決当初は「いかなる事態になるか分からない」と不服であったものの、明治天皇をはじめとする我が国側からの迅速(じんそく)な謝罪があったことや、イギリスやアメリカなどが上記の理由で我が国を高く評価したこともあって、賠償請求などの報復を一切行いませんでした。

大津事件は我が国にとって滅亡の危機をもたらしかねない大事件でしたが、事後の処置を誤らなかつたことで、結果として我が国の国際的な地位を高めるとともに、その後の条約改正にも有利に働くことになったのです。

ただし、青木周蔵はロシアの在日公使に対して津田の死刑を密約しており、事件の責任を取って外務大臣を辞職したため、条約改正の交渉はまたしても延期となり、青木の後を継いだ榎本武揚(えのもとたけあき)も、具体的な交渉ができないまま外務大臣を辞任しています。

なお、司法権の独立を守った児島惟謙ですが、大津事件より前の明治 19 (1886) 年に大阪で開校した関西法律学校 (現在の関西大学) の創設者の一人としても知られています。

明治 25 (1892) 年に外務大臣に就任した陸奥宗光(むつむねみつ)は、各国と個別交渉を行い、ドイツ駐在の公使となっていた元外相の青木周蔵にイギリス駐在公使を兼任させ、青木にイギリスとの交渉をさせました。

約 1 年かけたイギリスとの交渉が実って、明治 27 (1894) 年 7 月 16 日に両国は日英通商航海条約を結び、領事裁判権の撤廃や、最恵国待遇の相互平等および関税自主権の一部回復などに成功しました。

イギリスとの成功を受けて、陸奥は他の欧米列強とも同様の内容の条約を結び、それらはすべて明治 32 (1899) 年に同時に施行(しこう)されました。そして、最後まで残った関税自主権の完全回復も、先の条約が期限を迎えた明治 44 (1911) 年に、当時の外務大臣の小村寿太郎(こむらじゅたろう)によって達成されました。

かくして、我が国は安政の五ヶ国条約を結ばされてから半世紀以上もの時間をかけて、ようやく欧米列強から、条約上において対等な国家として承認を受けることができたのです。

その背景には、憲法など諸法典を整備するとともに、日清戦争や日露戦争に勝利して、我が国が世界に誇れる一等国として君臨(くんりん)するまでに成長したという大きな歴史の流れがありました。

4. 条約改正が我が国に残した大きな教訓

ここまで条約改正をめぐる様々な流れについて探ってきましたが、その道のりをたどればたどるほど、私たちは数々の教訓を得ることができるのではないのでしょうか。

例えば、相手側と交渉をまとめようとするのであれば、まずは自分自身が相手に負けないくらいの立派な存在となることが重要であり、そのためにも不断の努力が欠かせないということが良く分かります。

一方で、その真逆(まぎやく)として、開国に向けて何の準備もしておらず、諸外国の言われるままに不平等条約を結ばされた、江戸幕府の体(てい)たらくぶりも、私たちは「反面教師」としてしっかり学ぶべきではないのでしょうか。

ここからは、なぜ江戸幕府が諸外国と不平等条約を結ばなければならなかったのかという歴史的事実を、幕府成立当時の世界情勢から紹介していきたいと思います。

実は、幕府は当初から「鎖国」をしていたわけではなかったのです。

江戸幕府が成立した 17 世紀前半の世界では、キリスト教のカトリックを信仰したヨーロッパ諸国による世界各地の植民地化が進んでおり、それは我が国とて例外ではありませんでした。

このため、幕府はカトリックを禁教にするとともに、信仰する諸国との国交を断絶し、同じキリスト教でもプロテスタントであり、我が国での布教をしないと約束したオランダや、同じアジアの国同士である清や李氏朝鮮など、限られた国との間でしか貿易を行いませんでした。

つまり、江戸幕府はカトリックを我が国に広めさせないとともに、貿易の利益を幕府で独占するために、極端な「制限貿易」を行ったのです。

制限貿易にはこうした事情があったうえに、カトリックの信仰国との国交断絶という強硬な手段が可能だったのは、戦国時代からまだ時間が経っておらず、全国で数十万の武士や、それと数を同じくする大量の鉄砲が存在していたという、強大な武力があったからこそでした。

しかし、我が国で平和が長年続くうちに、制限貿易の意味が履(は)き違えられて、諸外国との交渉を一切行わないという「鎖国」が「国是(こくぜ)」であるという考えが、いつの間にか我が国の常識と化してしまいました。

我が国が平和をむさぼっている間に、世界の流れは大きく変わりました。蒸気機関を利用した、いわゆる黒船が開発されたことで、それまで「海に囲まれた安全な国家」であった我が国が、「海上のどこからでも狙われる危険な国家」へと大きく変化していたのです。

しかし、すっかり「平和ボケ」した幕府は、諸外国の外交使節が我が国を訪問しても鎖国を理由に

拒否したり、あるいは開国して諸外国と通商を行うべきだという意見が国内で現れても揉(も)み消したりしました。

さらに、平和が当たり前になり、いつしか学問が重視される風潮が高まったことで、武力がおろそかにされ、気が付けば幕府自身の武力も著しく低下していました。

そんな中、弘化(こうか)3 (1846) 年に、アメリカ東インド艦隊司令長官のビッドルが浦賀に来航し、我が国に対して平和的に通商を求めました。

もしここで幕府が通商を受け入れていれば、この後の我が国の歴史が大きく変化していた可能性もあったでしょう。しかし、幕府は鎖国を理由に、アメリカの要求を拒否してしまっただけです。

幕府による通商拒絶によって面目を潰(つぶ)されたアメリカは激怒し、日本を開国させるためには強硬手段を行うしかない、と考えるようになりました。

つまり、ビッドルのように下手に出るのではなく、強気の姿勢で対応したほうが良いとアメリカは判断したのです。だからこそ、ペリーが黒船を前面に押し出した恫喝(どうかつ)まがいの外交を行って幕府を慌(あわ)てさせ、無理やり開国させることに成功しました。

そして、何の準備もしていないのに、いきなり開国した幕府が戸惑(とまど)っている間に、アメリカなどの諸外国は、領事裁判権や関税自主権といった、外国との交易の基本となる条件を幕府が理解できない隙(すき)を突いて、まるで騙(だま)し討ちのように不平等条約を押しつけたのです。

これらはすべて、幕府による長年の「平和ボケ」がもたらした大きなツケでした。しかも、開国後の政策がすべて後手に回ったことで、諸外国に翻弄(ほんろう)された情けない姿を幕府が見せつけたことが、大政奉還を経て江戸幕府が滅亡するという流れを呼び込んでしまったことを皆さんはご存知でしょうか。

カギを握るのは、幕府のトップである「征夷大將軍(せいいたいしょうぐん)」の存在の意味です。

江戸幕府の將軍の正式な名称は「征夷大將軍」ですが、これは、元々は東北地方の「蝦夷(えみし)」を討伐(とうばつ)するために、朝廷によって選ばれた臨時の役職、すなわち「令外官(りょうげのかん)」でした。しかし、將軍が遠征する際には現地での兵糧や兵力の確保が欠かせないことから、いつしか「朝廷とは無関係に徴税や徴兵が、要するに『政治』ができる役職」と化していきました。

だからこそ、源頼朝(みなもとのよりとも)は鎌倉幕府を名実ともに成立させるために、自身が朝廷から征夷大將軍に任命されることにこだわったとともに、以後の室町幕府や江戸幕府も、頼朝の手法を継承してきたのです。

しかし、ペリーをはじめとする諸外国の勢力が大挙して我が国に現れるといった、幕末における未曾有(みぞう)の国難に際して、江戸幕府は「征夷」、つまり「夷狄(いてき、外国勢力のこと)」を「征伐」

するどころか、諸外国の言われるままに不平等条約を結んでしまいました。

征夷大將軍でありながら「攘夷(じょうい)」を行おうとしなかったことが、幕府の権威を著しく低下させ、当時の多くの国民の失望を招くとともに、幕府の為政者としての立場を否定する結果となってしまったともいえるのです。

幕末における江戸幕府の様々な政策の失敗や、明治政府による条約改正の苦難の道のりを知れば知るほど、私たちは「危機管理」や「将来を見据(みす)えた政策」の重要性を思い知らされるのではないのでしょうか。

長年の「平和ボケ」のツケによって、諸外国にいきなり開国させられた江戸幕府は、開国後の「将来のビジョン」を何も描けないうちに、相手の言いなりのままに不平等条約を結ばされました。

江戸幕府からすれば、体面を保つためにはやむを得ない手段だったのかもしれませんが、関税自主権が認められなかったことで、我が国が貿易で大きな不利を受けたり、領事裁判権が外国に認められていたことによって、ハートレー事件やヘスペリア号事件、さらにはノルマントン号事件が起き、多くの日本人が被害を受けたりする結果となったことを、私たちは決して忘れてはならないでしょう。

ところで、現在、我が国では安倍晋三(あべしんぞう)内閣が、先の民主党政権の「負の遺産」のみならず、朝日新聞を中心とした、いわゆる従軍慰安婦の虚偽(きょぎ)報道に代表される「戦後レジューム」からの脱却のために、懸命の政治を行っておられます。

また、平成 26 (2014) 年 9 月 3 日には第二次安倍改造内閣が発足し、安倍首相は同日の記者会見で「日本の将来を見据え有言実行、政策実現に邁進(まいしん)する『実行実現内閣』として国民の負託に応えていく」と決意を示しましたが、私たちは安倍政権に何を最重点として求めていくべきでしょうか。

内閣改造直後の記者会見において、安倍首相は「引き続き経済最優先で、デフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力を尽くす」とともに、改造内閣の最大の課題を「元気で豊かな地方の創生」と説明しました。

確かに景気の浮揚(ふよう)や地方の活性化は「待ったなしの課題」であり、これらに対して重点的に取り組むことは大切ではありますが、それよりも遥(はる)かに重要なのは、今が「準戦時」であることを内閣や自民党がはっきりと自覚し、そのための対策を速やかに行うことではないのでしょうか。

今の我が国にとっては、中華人民共和国とは尖閣諸島(せんかくしょとう)を中心とした沖縄の帰属問題が、また韓国とは河野談話をはじめとしたいわゆる従軍慰安婦問題が、すでに「情報戦争」ともいえる段階に達しています。

特にチャイナとは、自治基本条例のような「日本侵略ウィルス条例」の発症により、いつ「尖閣事

変」のような紛争が起きてもおかしくありません。もしそうなれば、安倍政権は我が国の危機に際して、どのように対処するというのでしょうか。

現在、安倍内閣はインドとの関係強化などによって「対中包囲網」を着実に形成してはいますが、起こり得るであろう「最悪の事態」に堂々と対峙(たいじ)し、「ピンチをチャンスに変える」だけの実行力こそが、我が国を救う唯一無二の道なのです。

思えば、幕末において、江戸幕府は「その場しのぎ」の対策にばかり追われ、やること為(な)すことすべてが後手に回り、結果として我が国に多大なる損害を与え、亡国の危機にまで陥(おちい)りました。

今の安倍政権も、これまでの政治がもたらした数々の「ツケ」を抱(かか)えながら、「日本を取り戻す」ための努力を重ねてはいますが、我が国の未来を輝かしいものとするためにも、「国益を最優先し、将来を見据えた『国家百年の計』の政治」を実行していただきたいものです。

そのことこそが、数多くの先人が歩んだ「条約改正への苦難の道のり」に報いることではないでしょうか。(完)

主要参考文献：「日本の歴史 5 明治篇」(著者：渡部昇一 出版：ワック)

YouTube 再生リスト「条約改正への道のり」

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML6tx89SDL-LtsvxmhIxZGCq>

黒田裕樹の歴史講座

<http://rocky96.blog10.fc2.com/>